

雇用関係の社会理論（Ⅲ）

倉 田 良 樹

（ 1 ） 雇用関係の社会理論（Ⅲ）

一	本稿の課題	五・一
二	主要概念の定義	五・一・一
三	雇用関係と公共空間・市場空間・生活空間・先行研究のレビュー	五・一・二
四	雇用関係の社会理論	五・二
四・一	社会構造と雇用関係	五・二・一
四・二	雇用関係に関する社会理論のツリー	五・二・二
四・三	事象理論から行為理論へ （以上、本誌二〇〇五年二月号に所収）	五・二・三
四・四	基礎付け理論	五・三
四・五	基礎付け理論から状況理論へ （以上、本誌二〇〇五年八月号に所収）	五・三・一
五	機能主義理論から構造化理論へ	五・三・二
		五・三・三

ギデンズの機能主義批判

行為・構造・機能

パーソンズ・マートンへの批判

機能主義的な雇用関係の研究…アメリカ産業社会学

カ産業社会学

ピーター・ブラウ『官僚制の動態』

アルヴィン・グールドナー『産業官僚制の諸形態』

考察

考察

ギデンズの構造化理論

社会理論と時間

行為の階層・意識の階層

構造の二重性Ⅱ構造化の理論

五・四 雇用関係の社会理論

五・四・一 構造化理論の視座に学ぶ

五・四・二 雇用関係

五・四・三 社会空間

五・四・四 資源

五・四・五 規則

(本号所収、完結)

五 機能主義理論から構造化理論へ

五・一 ギデンズの機能主義批判

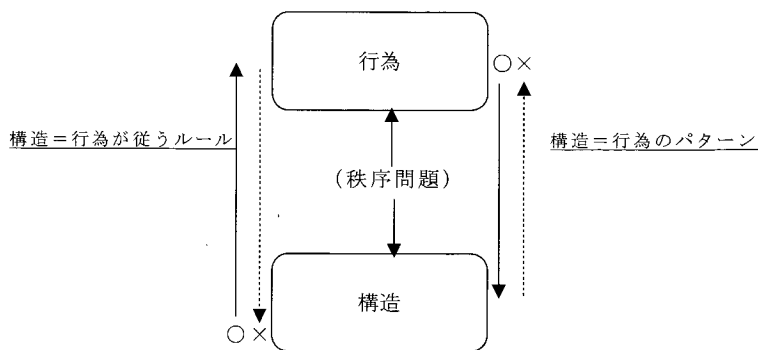
五・一・一 行為・構造・機能

英国の社会学者アンソニー・ギデンズはマルクス、デュルケーム、ウェバーの古典的社会理論の再解釈から出発して、社会学、言語学、人類学、哲学、心理学等の多岐にわたる学説を吸収しながら自らの社会理論を構造化理論(Structuration Theory)として纏め上げていったことで知られている。社会理論家としてのギデンズの重要な功績の一つは、商品化された労働力の交換関係を成立させている

構造(規則や資源)に焦点をあわせて近現代社会の性質を分析する明確な枠組みを確立させたところにある。⁽¹⁾ ギデンズ自身は雇用関係という概念を主題として立てているわけではないが、商品化された労働力の交換関係に関するギデンズの考察は、本論文の二・二節で掲げた市場空間、公共空間、生活空間という三つの社会空間を包摂する幅広い視点を有しており、筆者が雇用関係の社会理論を構想するうえで欠くことのできない多くの有効な視点を提供している。

ギデンズの構造化理論は、本論文において提示している社会理論のツリーに従って解釈すれば、「行為」の状況理論の系列に位置付けることができる。行為の状況理論の系譜において、ギデンズの構造化理論に直接的に先行する重要な業績は、パーソンズ、マーティンなどに代表される機能主義的な社会学理論である。ギデンズは機能主義的な社会学理論を全面的に批判しながら、構造化(structuration)概念を軸に近現代社会の成り立ちを理論的に説明する枠組みを提出している。従ってギデンズの構造化理論の構想を理解するためには、彼が機能主義的な社会学理論をどのように批判し、どのように克服しようとしたのか、ということとそこから出発するのが適切である。⁽²⁾

図1 行為と構造の関係についての機能主義的な問題構成



機能主義的な社会学理論の問題構成に関するギデنزの理解を、筆者が社会学理論のツリーとして本論文の中で示してきた主要概念によって読み替えながら解釈するとすれば、図1のような構図で表現することができる。図の左側は、個人の外部に実在する社会全体の構造が個人の行為を拘束し決定づけている、というマクロ基礎付け理論の立場であり、図の右側は、社会全体の構造は意思決定主体としての個人による行為選択の集積として形成されるパターンである、というミクロ基礎付け理論の立場である。ギデنزらは機能主義の立場を、ミクロ・マクロ双方の決定論を回避しながら、行為と構造の間で一定の秩序が成立するのは何故か、という問題(秩序問題)を、機能という概念を中軸に説明することを目的とした理論として理解している。ここでいう秩序問題とはパーソンズにより定式化され、多くの社会学者たちに引き継がれた社会学上の課題であり、その要点は、図1に従って次のように要約することができる。

左側(マクロ基礎付け理論)の視点では、社会構造の側に秩序形成を促す何らかの創発的特性 *emergent properties* が実在していて、それが個人の行為を拘束している、という立場であり、この立場によれば、社会科学が取り組むべ

き主要な研究課題は、社会の中に実在するルールやそれを体現する制度や組織の解明ということになる。これが社会実在論、方法論的集合主義の立場であって、この立場からは、個人の行為を対象とした研究によって構造を捉え返すような方向(点線の矢印)は積極的な意味を持たない。反対に右側(ミクロ基礎付け理論)は、社会の構造は人々が現実に行っている行為のパターンとして発現するだけであって実体を持たない、という立場であり、この立場によれば、社会科学の研究課題は個人の行動を説明することに尽きる。この立場からは、構造の観点から行為を説明する方向(点線の矢印)は意味をなさない。

いうまでもなく、この左右の立場は決して両立することが不能である。どちらの立場をとる場合も、行為と構造との間の先後関係に決着をつけることができない。行為と構造の関係に関連して、より厄介な問題は、次のような点にある。左側の立場を選択しても、そのことで構造が秩序を形成する起源に関する説明という課題が残されることになるし、右側の立場を選択しても、個々の行動が特定のパターンに回収され、秩序が発生する起源を説明しなければならぬ。行為と構造を連結させる何らかの「秩序」が形

成される契機は、不明のままに残されている。

五・一・二 パーソンズ・マートンへの批判

パーソンズが「ホッブズの秩序問題」⁽³⁾として定式化し、多くの社会学者を悩ませてきた秩序問題の構成はおおよそ以上のようなものと考えられるが、ギデンズの理解によれば、パーソンズの機能主義的な社会学理論とは、この問題を以下のように解決することを試みた理論である。

「パーソンズは行為を彼という主意主義との関係で理解し、主意主義を社会システムに創発的特性があることの承認との間で調停しようとした。この調停は、二つのレベルにおける規範的価値の影響によって達成される。パーソナリティの要素としての規範的価値と社会の中核的構成要素としての規範的価値である。価値はパーソナリティに内面化されたものとして行為者の行動を促す動機または欲求性向を供給する。他方、社会システムのレベルでは、価値は制度化された規範として、全体社会の統合に貢献する道徳的合意を形成する」⁽⁴⁾

ギデンズは、規範的価値を内面化した個人の行為が道徳的合意に基づく社会構造の統合に貢献している場合、その

行為は社会的な機能を發揮している、というふうに説明するのが(規範的)機能主義の基本的な立場である、という。ギデンズは、行為と構造の間に機能という概念を挿入し、価値を内面化した個人を想定することで秩序問題を決着しようとするパーソンズの規範的機能主義の理論に対して、行為主体としての個人を受動的な文化的中毒患者 *cultural dog* ⁽⁵⁾ に貶めていると批判し、この理論によれば、行為主体が自らの行為に関する再帰的なモニタリング能力を備えた能動的な存在であることを見失わせてしまうことを指摘している。ギデンズの機能主義批判をさらに詳しく見ていく。

ギデンズは『社会学の新しい方法規準』、『社会理論の中心問題』、『社会の構成』などの著作において、『秩序問題』に端を発する社会理論上の幾多の論点を取り上げ、デュルケーム、パーソンズからマートンにいたる機能主義的な伝統に対して批判的な検討を行っている。ギデンズによれば、機能主義的伝統とは、以下の二つの前提に固執するタイプの教義として把握されている。⁽⁶⁾機能主義的伝統の第一の前提は、構造ないし社会システムはニーズを持っているということであり、第二の前提は、ある行為によってもたらさ

れる社会的な過程に関して、それらが社会の構造的なニーズをどのように充足しているのかを同定することで、その過程が成り立っている理由を説明するというスタイルをとることである。

「社会構造にはニーズがあり、ある行為がそのニーズを充足させるうえ果たしている機能を説明する」という機能主義的な社会学の説明図式が社会理論として極めて不十分なものであることについて、ギデンズは、マートンによる次のような説明図式を取り上げながら批判している。⁽⁷⁾

ギデンズは、ある集団においてメンバーが定期的に集合して雨乞い儀式を行う実践(行為B)が継続されており、その実践が当事者の意図せざる帰結として当該集団の構成員の分散を回避させ、集団の秩序だった社会状態(構造A)を支えている、という事例に関してマートンが行った説明を取り上げている。だがギデンズによれば、「行為Bが構造Aのニーズを充足する潜在的な機能を果たしている」という「潜在的機能」概念による説明は、Bの意図せざる帰結としてAが成立する回路を正確に説明することに成功していない、と批判している。

「Aという社会状態が存在するためには、その社会状態

を同一に見分けられる形態で連続させることを助けるBという社会的実践を必要としている(a social state A needs a social practice B)と言⁽⁷⁾ても、それは答えられるべき問いを立てたにすぎず、答えはまだ与えられていない。AとBの関係は、個人の行動の中に得られるような欲求・ニーズと意図との間の関係と同一ではない。個人にあっては、行為者を動機付ける刺激を構成する欲求は、動機と意図との間の動態的な関係を創出する。このことは社会システムにはあてはまらない。あてはまるのは、行為者が社会的なニーズとして受け止めているものを認識した上で行動している場合だけである。⁽⁸⁾

ギデンズは、社会の構造が欲求や動機を持つことはない、と考えた。そしてマートンの「構造Aは行為Bを必要としている」という説明は、個人の実践(行為)と社会の状態(構造)の間を非再帰的なフィードバックサイクルとして単純なループで結びつけるだけに止まっており、なぜそのようなフィードバックサイクルが起こるのかについて明確な説明を与えていないという指摘を行い、この点に機能主義理論の欠陥を見出している。

「私は、何故そのようなフィードバックが起こるのかを

説明するためには、機能的な(非再帰的なループ)関係として切り離すのでは不十分であることを指摘した。では、なぜ意図せざる帰結のサイクルが長期の時間を超えた社会の再生産を促進するためのフィードバックを与えるような事態が起こるのだろうか。一般的にはこれを分析するのは困難ではない。ある時空コンテキストの中に置かれた、繰り返される行為は、これらの行為を行う人々によって意図されたのではない、規則的な帰結を、そこから多かれ少なかれ離れた時空コンテキストにおいて発生させる。この第二シリーズのコンテキストの中で発生することがらは、直接的または間接的に、はじめのコンテキストにおける行為をさらに継続させる場合の条件に影響を与える。何が継続しているのかを理解するためには、個人が時空間を横断した規則的な社会慣行に従事することに動機付けられているのは何故か、そしてそのことでどのような帰結が起こるのかを説明する変数以外には、どんな説明変数も必要ではない。意図せざる帰結は、参加者によってそのようなものとして再帰的に支持された規則的な行動の副産物として、規則的に分配されている。⁽⁹⁾

ここでギデンズが強調しているのは、行為Bによって構

造Aがもたらされる経路は行為主体の意識的な関わりによって支えられている、という視点である。ギデンズによれば、行為Bを担う行為者たちは、自らの行為が時間の継続の中でもたらず意図せざる帰結について、再帰的なモニタリングを通じて了解し、そうした了解のもとに実践を繰り返している。そして行為者たちは、自らの実践を通じて構造Aを再生産していることについても主体的に認知している。

「雨乞い儀礼が秩序形成という構造的ニーズを充足させる潜在的な機能を果たしている」というマートンの説明は、機能という概念で行為と構造とを結びつけるサイクルを形式上示しているが、このフィードバックの経路がなぜ成立するかについて説得的に説明するためには、その経路を支えている行為主体の意識の分析をもっと精緻に行う必要がある。ギデンズは、パーソンズの規範的機能主義の理論が文化的中毒患者仮説にたつものであって、知的能力 Knowledgeability をもった能動的な行為者という視点を欠いているという批判を展開した。マートンに対しては、行為と構造の關係に単純な因果關係を想定しただけでその關係が何によって支えられているのかを明らかにしなかつ

た点を批判している。パーソンズ・マートンの批判を通じてギデンズが提出しているのは、再帰的なモニタリング能力を持った行為者の実践的な意識に支えられた行為の意図せざる帰結が、時空間を越えて規則的に配分されることを通じて社会の状態(構造)が再生産される、という説明図式である。これが構造化理論のエッセンスでもある。この点については、五・三節でさらに詳述することにしよう。

五・二 機能主義的な雇用關係の研究…アメリカの産業

社会学

一九五〇年代から六〇年代にかけて興隆したアメリカの産業社会学の主要な研究テーマのひとつは、職場レベルの雇用關係や労働組織の実証的な研究であった。そしてこれらの研究において、中心的な理論枠組みとして多くの研究者によって共有されていたのが、機能主義的な社会学理論であった。機能主義的なフレームワークに基づく職場雇用關係研究の代表的な業績として、ピーター・ブラウの『官僚制の動態』とアルヴィン・グルドナーの『産業官僚制の諸形態』をあげることができるだろう。これらの著作では、ギデンズが批判の対象として取り上げたマートン流の機能

主義の図式がかなり純粋な形で用いられている。雇用関係研究における機能主義的な理論の限界がどこにあるのかを示すために、これら著作の簡単なレビューを行っておくことにしよう。

五・二・一 ピーター・ブラウ『官僚制の動態』⁽¹⁰⁾

ピーター・ブラウは『官僚制の動態』において、公共職業紹介所等の政府機関に関する参与観察に基づき、官僚制組織の動態に関する機能主義的な行為理論の分析枠組みによる考察を展開している。ブラウは、一方において組織成員である職員が行う職務上の行為、それを統制する管理者の行為、職員の行為を制約する管理制度などに注目して職場における行為の実態に関する記述を行うとともに、他方において組織成員間のコンフリクト状況や組織目標の達成度合いに注目して組織全体の構造についての記述を行っている。そして機能という概念を用いて、前者と後者の間にあるどのような動態的な関係が生まれているかを説明することが本書の最終的な課題として設定されている。⁽¹¹⁾ブラウが同書で理論的な前提として設定している機能主義的な官僚制分析の概念枠組みを、筆者なりに整理すれば、次のように

なるだろう。

行為と構造の関係を説明する主要概念である機能に関しては、ブラウは以下のような定義を行っている。第一には、ある行為または制度が組織目標に対して貢献したり、組織目標との関係で適合的であるとき、その行為または制度は機能적であり、反対に組織目標を妨害したり、組織目標との関係で非適合的であるとき、その行為または制度は逆機能的とされる。第二には、ある行為が行為者の意図との関係で意図したとおりの帰結をもたらしている場合、その行為は顕在的機能を發揮しているとされ、反対に意図とは異なる帰結をもたらしている場合、その行為は潜在的機能を果たしているとされる。機能・逆機能、顕在的機能・潜在的機能などの概念は、いうまでもなくブラウが師であるマートンから受け継いだものである。

本書の結論部分では、官僚制の逆機能としてしばしば指摘される「変化への抵抗」という仮説を事実発見に基づいて反証しており、従来の通説とは反対に、官僚制組織が柔軟で絶えず変化に適應できる条件を明らかにすることを目的として、次のような仮説を提出している。⁽¹²⁾

(1) 相矛盾する責務による板ばさみ状況といった職員をイライラさせる困難な状況が存在することで、こうしたイライラを除去させるような革新にたいして肯定的な態度が生まれる。

(2) 公務員の利害関心は、組織の拡大を必要とするような新しい政策と同一化する。

(3) 幹部職員の進歩的イデオロギーは組織目標の継承ではなく、更なる目標拡大を促進している。

(4) 官僚の職責は厳格に限定されているので、それが採用されることで仕事が増えることへの恐れを抱くことなく、新しい政策の導入を擁護する。

(5) 自らの任務を十分に習得した職員は、オペレーションの変更によって作り出される新たな問題を、仕事をより興味深くするものとして歓迎する。

五・二・二 アルヴィン・グルドナー『産業官僚制の諸形態』⁽¹⁴⁾

アルヴィン・グルドナーの『産業官僚制の諸形態』は石膏の原料採掘と加工製造を行う一つの工場を対象とした産業社会学的な事例研究である。グルドナーは官僚制に関する

るウェーバーの古典的な学説を機能主義的な諸概念によって読み替え、それを導きとして実証的な事例分析を行っている。その分析視角は幾分入り組んではいるが、論述は機能主義的な行為理論に主導されている。グルドナーが目指したのは、工場の組織運営を行うための諸ルールが、様々な職場においてどのように実行され、受容されているのかを観察し、ルールの実行・受容のパターン(えせ官僚制、代表型官僚制、懲罰中心型官僚制)を識別するとともに、それぞれのパターンごとにルールの実行・受容が官僚制組織の目的に対して果たしている機能を考察する、というものである。事例分析の結果からグルドナーが引き出している産業官僚制に関する主要仮説のうち、機能概念に引き付けて述べられている仮説は以下のようなものである。⁽¹⁵⁾

(1) 官僚制に対する抵抗を強化する機能を果たす受容者側の要因に関する仮説。(官僚制的施策によって侵食される信念体系に対する執着の強さ。能動的な抵抗を正当化する条件。抵抗の利便性を高める諸条件。官僚制化が増大することによって彼らの地位が傷つけられる度合い。抵抗者たちの間の

非公式的な連帯の強さ。)

(2)

官僚制的な諸ルールが組織に対して安定的なルーティン状況をもたらすことに対して果たしている6つの機能に関する仮説(明示化機能。スクリーニング機能。遠隔コントロール機能。罰則を正当化する機能。余裕創出機能。無関心を防ぐ機能。)

(3)

官僚制的なルールが緊張緩和を通じて機能を果たす状況に関する仮説(ルールは密接な管理から生じる上位者・下位者間の緊張を緩和する。ルールは異なる価値観・信念の持主どうしによる相互行為から発生する組織全体の緊張を緩和する。ルールは密接な管理を生み出すような緊張を防御したり、強化したりする)

五・二・三 考察

ブラウとグールドナーは企業や政府機関などの職場をフィールドとして、機能主義的な概念によって雇用関係の実証研究を行う、という新たな研究スタイルを確立し、その後の産業社会学研究を主導する大きな役割を果たした。これらの研究で用いられた方法や諸概念は日本の雇用関係

研究にも大きな影響を与えている。ブラウ・グールドナーの初期の業績を、雇用関係の社会理論に関するツリーによって位置付けるとすれば、機能主義的な行為理論による雇用関係研究パラダイムを創設したものということができるだろう。だが前節で取り上げたギデンズの機能主義批判の観点を踏まえれば、これらの研究に固有の欠陥として以下の点を指摘しておく必要があるだろう。

結局のところ、ブラウの結論もグールドナーの結論も「雨乞い儀礼が秩序形成という構造的ニーズを充足させる潜在的な機能を果たしている」というマートンの説明と同様な不完全さを残している。ブラウにあっては、官僚的な統制下にある成員の行為が、彼らの意図とは異なる動態的な組織の構造を生み出している様相を発見し、機能という概念で行為と構造とを結びつけるフィードバックサイクルに関するいくつかの仮説を提出している。だが、このフィードバックの経路を支える行為主体の能動的なかわりや彼の意識の分析が十分に展開されていないため、動態的な構造が発生する経路を具体的に説明することに成功しているわけではない。グールドナーの結論も同様である。官僚制的なルールの実行・受容のあり方と構造的帰結との関係を機

能概念で結びつけようとしているが、グルドナーもまた、両者の間のフィードバックサイクルが成立する経路を行為者の能動的な関与に即して説得的に説明する論理を提出することに成功していない。ブラウにおいても、グルドナーにおいても、行為と構造の関係を機能概念によって結びつける形式論理を提出するだけにとどまっているばかりでなく、両者の間にフィードバックが成立する経路に関する説明が目的論的な循環に陥っていることについても指摘しておく必要があるだろう。ギデンズが指摘するように、この経路がなぜ成立するかを説得的に説明するには、それを支えている行為主体の意識の分析をもっと精緻に行う必要があるだろう。

五・三 ギデンズの構造化理論

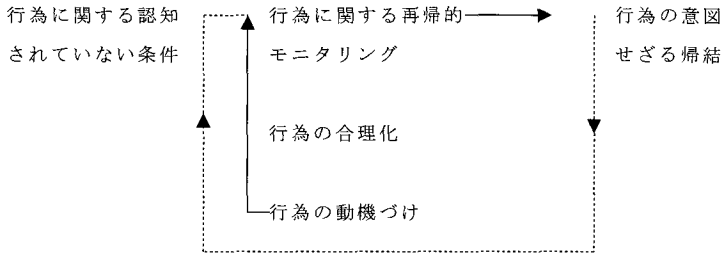
ギデンズによる機能主義的な社会理論の批判については、五・一節で明らかにした。そこで示したように、ギデンズは、構造にニーズがあるという前提を完全に否定し、構造が生産、再生産されるに当たっては行為主体の意識的な関わりがこれを支えている、という視点を打ち出し、機能主義に代る社会理論としての構造化理論を提出している。筆

者の理解によれば、ギデンズの構造化理論は、「構造のニーズ」という機能主義の説明図式が陥った誤謬にあえてこだわり、機能主義批判を通じて構造概念をリニューアルしていく、という形で立論されている。主要な論点として以下の三点が提出されている。

五・三・一 社会理論と時間

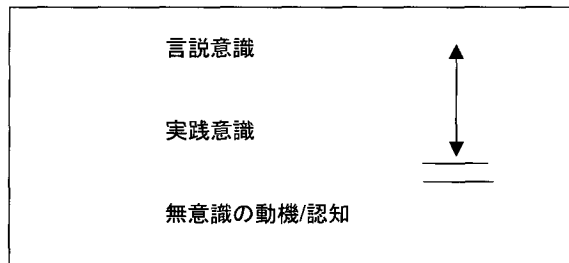
第一には、構造のニーズに基づいて個々の行為が秩序だって造形されるように見えるのは、通時的な出来事の流れの中から、特定時点の出来事（例えば先ほどのマートンの説明で言えば、Bという実践が行われている特定時点とAという社会状態が成立している特定時点）をスナップショットのように切り出して、両者の関係を因果的に説明しようとする誤った分析視角の所産である。ギデンズは、社会理論においては共時性と通時性を切り離して考察することは適切でなく、機能主義と構造主義に共通する理論的な欠陥はこの点にあることを指摘している。¹⁶⁾ Aという社会状態は、行為者がBという実践を繰り返すことを通じて生産されているのであって、行為と構造の関係は時間的な継続性の中で理解しなければならない。ギデンズの構

図2 状況づけられた実践としての行為の継続的な流れ
(行為の階層理論)



(出所) Giddens(1978) p.56

図3 意識の階層理論



(出所: Giddens(1984) p. 7)

造化理論は、人間の行為と社会構造が、時間の継続の中で
生産・再生産されていく仕組みを説明しようとする理論で
ある。

五・三・二 行為の階層・意識の階層

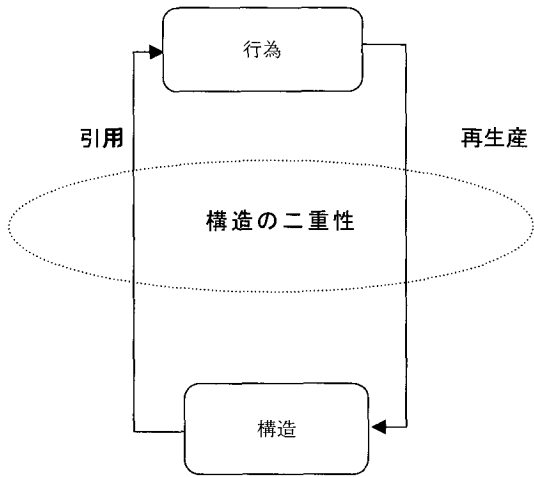
第二には、構造にニーズがあるという機能主義の社会理論は、人間が、社会的行動を行うさいに自らが何をしているのかについて多くのことを知っている、理性的なエイジェントであることを見えなくしてしまっている。⁽¹⁷⁾ギデンズは社会における人間の行為を図2のような「状況づけられた実践としての継続的な流れ」として示している。そして実践の継続的な流れは、自らの行為の帰結に対して再帰的なモニタリングを行い、行為の条件や帰結を合理的に了解しながら、自らを動機付けていく「行為主体の知的能力 Knowledgeability」に支えられている、という。これがギデンズの行為の階層理論である。行為の階層理論の根拠として示されているのが「意識の階層理論」であり、「再帰的モニタリング」、「合理化」、「動機づけ」という行為に関する三つの階層は行為者の意識における三つの階層である言説意識 discursive consciousness、実践意識 practical consciousness、無意識的な動機・認知 unconscious motives/cognition にそれぞれ支えられている。⁽¹⁸⁾(図3)

ギデンズによれば行為主体の意識階層の中で構造と行為を繋げる要となるのが実践意識である。実践的意識とは、

人間の行為を社会構造との関係で合理的に方向付けていく意識であって、言説的に明示される知識だけではなく、言説化できない暗黙知の獲得、活用に関っている。だが実践意識は深層心理学などと言う無意識とは異なり(図3の二重線による区分)、言説意識と絶えず相互作用し合う関係にある(図3の双方向の矢印)。行為主体が実践意識を通じて獲得し、社会的行為の中で活用していく言説化不能な知識は、社会構造を再生産していくための相互知識としての社会的に共有され、蓄積されていく。

実践意識が行為と構造を繋げる要であることについて、ギデンズは次のような説明を与えている。「相互行為を生産し、再生産するさいにアクターによって参照される知識のストックは、同時に、アクターが自らの目的、理由、動機を説明するような場合に提供される資源でもある。しかし社会的アクターの知的能力が言説意識 discursive consciousness という形で活用されるのは一部分だけに過ぎない。アクターの潜在能力というレベルでは、社会システムの構造特性は、実践意識 practical consciousness の中に埋め込まれている。すなわち、アクターは社会生活のあらゆる多様なコンテキストの中におかれても、どのように

図4 構造の二重性による構造化のサイクル



進んでいくべきかを知っている。実践意識はアクターにとって言説によって回収することはできない not discursively redeemable が、認識や動機の無意識的源泉とは区別されなければならない。⁽¹⁹⁾

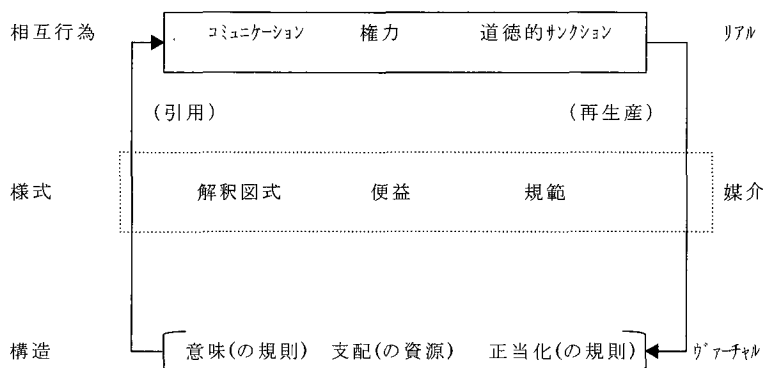
人間の社会的な相互行為における実践意識を重視するギデンズの立場は、「人は言葉にできること以上に多くのこ

とを知ることができる」というポラニ⁽²⁰⁾の暗黙知の議論と共通している。

五・三・三 構造の二重性＝構造化の理論

第三には、人間の行為は構造のニーズに従属して発生するのではなく、逆に構造を生み出し改変させる能動的な役割を担っている。理性的なエイジェントである人間の社会的な行為は、前述のような相互知識（相互行為のために活用、蓄積される言説化できない知識）を規則・資源（＝構造）として引用 draw upon することによって成り立っており、こうした行為の繰り返しが逆に規則・資源（＝構造）を再生産している。行為と構造の関係を図1で示したミクロまたはマクロの基礎付けという二元論 dualism の図式で理解することは適切でないし、両者の関係を機能という概念で調停しようとした機能主義の立場も社会理論としては不十分なものでしかない。行為と構造の関係について、「構造の二重性」 duality of structure という着想に基づいて、構造化 structuration のフィードバックサイクルを中心に考察していく必要がある、というのがギデンズの構造化理論である（図4）。

図5 ギデنزの構造化理論



(出所) Giddens(1993)p.129の図をもとに再構成。

ギデنزの構造化の二重性Ⅱ構造化という概念を機軸に社会理論を展開しており、その全体像は、行為理論の部分とそれを基盤におく社会システム理論の部分から構成されている。⁽²²⁾ 本論文において雇用関係の社会理論の中に接收しているところと考えているギデنز理論は、行為理論の部分がその中心である。そのエッセンスを筆者なりに要約すると図5のようになる。

社会構造とは、社会を構成する人々が与えられた状況のなかで、行為を継続的に繰り返していくさいに、人々が相互行為を破綻なく達成するために依拠する、規則と資源のことをさしている。逆に人々は相互行為を繰り返して遂行することで、構造を再生産していく。行為と構造の二重の規定関係は、構造の「様式」に媒介されている。行為は、実証科学の方法で経験的に確認できるリアルな存在であるが、社会構造は実証分析によって直接捕捉して変数の形で操作化することのできないヴァーチャルな存在である。様式は両者を媒介する要素であって、これも実証研究の対象として捕捉することが不可能な存在である。

図5において第一行目の三つの概念(コミュニケーション、権力、道徳的サンクション)は社会的相互行為が所持

する特性 property of interaction を指しており、他方、第三行目の三つの概念(意味、支配、正当化)は構造の所持特性 structural properties を表わすものである。第2行目の様式 Modality とは、社会の再生産の過程において相互行為と構造を媒介している要素をさしている。相互行為と構造は様式によって二重に媒介されている。二重の媒介は意味(の規則)、支配(の資源)、正当化(の規則)という三つの構造特性 structural property にわけて、以下のように記述されている。

「相互行為における意味のコミュニケーションは、それぞれに人は何を言ったのか、何を行ったのかが参加者に了解されるような解釈図式の使用を含んでいる。そうした認知図式の適用は、相互的な知識の枠組みの中で、ある共同体の中で共有されている認知的秩序 cognitive order に依拠し、そこから引き出されている。しかし他方では、解釈図式の適用は、そうした認知的秩序からの引用を行うさいに、同時にその秩序を再構築しているのである。⁽²³⁾」

「相互行為における権力の使用は、参加者がそれによって他者の行動に影響を与えることで成果を生み出すことを可能にする便益 facility の適用を含んでいる。この便益は、

(共同体の) 支配の秩序から引き出されていると同時に、それらが適用される際に、支配の秩序を再生産している。⁽²⁴⁾」

「最後に、(サンクションを用いて) 相互行為を道德的に構成することは、(共同体で共有されている) 正当的な秩序から引き出される規範の適用を含んでいるが、そうした適用を行うことで正当秩序の再生産を行っている。⁽²⁵⁾」

図表4で示されているタテの三列による区分は、分析上の区分であり、現実の社会においてこれらは構造上のセツトと呼ぶべき密接な関係を有している。

「コミュニケーション、権力、道徳は相互行為を統合する三つの構成要素であるが、それと同様の意味において、意味、支配、正当化は分析上でのみ分離可能な構造の所持特性 structural property である。意味の構造は意味論的な規則(または会話)のシステムとして分析可能である。支配の構造は資源のシステムとして分析可能である。正当化の構造は、道德的規則として分析可能である。相互行為のいかなる具体的な状況においても、社会の成員はこれら(意味論的な規則、資源、道德的規則)を構造の生産又は再生産の様式として引用する。ただし、三つの別々の構成要素としてではなく、統合されたセツトとして引用してい

る。⁽²⁶⁾

五・四 雇用関係の社会理論

五・四・一 構造化理論の視座に学ぶ

前節の記述はギデンズの構造化理論の主要な概念を示したに過ぎない。構造化理論は高度に抽象的であり、「ギデンズの理論(構造化論)に仮説検証型の経験的研究とそれに方法を提供しうる理論を求めるのは基本的に無理」と評価する論者もいる。ギデンズ自身は構造化理論と実証的研究の連結を試みた考察を『社会の構成』の第六章で試みているが、その論述は必ずしも成功していないとの印象も残る。構造化理論は「言説に回収することできない」行為主体の実践意識に焦点をあわせた理論であるだけに、経験科学的な研究に直結させることを急いだり、論理実証主義的に操作可能な概念セットに単純に読み替えていくような方向はむしろ回避されるべきであるといえよう。

たしかに「言説に回収できない実践意識」、「ヴァーチャルな構造化要因」といったギデンズの主要概念の取り扱い、結局のところ理解や解釈を重視するパラダイムを選ぶのか、

それとも実証主義のパラダイムを選ぶのか、という社会理論につきまとう二項対立図式の岐路にわれわれを引き戻すだけに終わってしまうリスクをとまっているといえよう。だが社会理論の進むべき方向は、語りえぬことについては沈黙する、という方向ではないだろう。行為と社会構造を主題とする行為理論的な社会理論の課題は、言説に回収されることができない行為主体の実践意識のはたらきを分析対象として取り込みながら、実践意識を通じて社会の再生産をもたらすヴァーチャルな構造化要因を説明しうるような概念セットを構築する、という困難な課題に取り組んでいく必要がある。行為理論的な社会理論はこの課題を避けることができない。筆者が構想する構造化理論による雇用関係の社会理論の組み換え作業は、そのような試みである。ここでは、本稿の冒頭で取り上げた雇用関係のいくつかの主要概念に関して、構造化理論により組み換えられるべき新たな定義を示し、今後進むべき方向を明らかにしておくことで本稿を締めくくりたい。

五・四・二 雇用関係

雇用関係とは、企業その他の組織において、雇用契約を

媒介として、使用者と被用者の間で展開される職務遂行をめぐる交換関係のことである。この交換関係は使用者・被用者が資源を引用しながら規則に従った行為を繰り返すことを通じて再生産される。使用者・被用者は、社会空間から資源を獲得しながら、社会空間において配分されている規則に従いながら職務遂行に関わる様々な行為を遂行している。

五・四・三 社会空間

雇用関係における行為者は、社会空間の中に埋め込まれた存在である。行為者の社会空間は公共空間、市場空間、生活空間という三つの領域から構成されている。行為者はあるいは自らの身体を用いて直接的に、あるいは貨幣・言語・法などによる媒介を通じて間接的に、社会空間から資源を獲得し、規則に準拠しながら行為を繰り返している。

行為者は行為の繰り返しの過程において、公共空間、市場空間、生活空間において自らの行為がどのような帰結をもたらしていくかを再帰的にモニタリングしている。社会空間の中に埋め込まれた行為者が、再帰的モニタリング能力を用いながら、資源を獲得・引用し、規則に準拠しながら

行為を反復したり、修正したりすることで雇用関係は再生産されている。

五・四・四 資源

雇用関係において行為者が獲得・活用する資源には、有形資源と無形資源がある。現実には両者を厳密に区分することは困難である場合が多いが、概念的に両者を区分していくことは雇用関係の社会理論が発揮する精度を高めていくために重要な意味を持っている。例えば被用者が職務遂行において活用する身体能力という資源を例にとれば、物理的に計測可能な物質に対する変容能力、というような、有形資源の側面だけではなく、カン、コツなどの無形の熟練も包含されている。雇用関係において使用者・管理者が部下に対する優位を維持していくに当たって引用されている資源としては、生産手段の物的所有権、職業資格などの有形資源だけではなく、学歴などを通じて獲得される無形の文化的資源もある。

行為者が自らの行為を再帰的にモニタリングしながら雇用関係を再生産するに当たってより重要な役割を果たしているのは、無形資源である。有形資源の交換関係だけに着

目していたのでは、雇用関係の変容を動態的に分析することができない。

五・四・五 規則

雇用関係の社会理論においては、行為者が活用する資源を有形資源と無形資源に区分することが重要であるが、このことと対応して、行為者が準拠する規則に関しても、明示的規則と黙示的規則という形で概念上の区分を設定することが不可欠である。雇用関係における明示的規則とは文書の形で示されている労働協約、就業規則、懲戒規則、賃金体系、人事労務管理諸制度、公正労働基準を規定した法律や行政文書など、様々な種類のものをあげることができる。これまでの労働研究、雇用関係研究の主要なターゲットはおもにこのような意味における規則に向けられてきた。⁽²⁹⁾だが構造化理論の観点を取り入れながら雇用関係の社会理論を前進させていくためには、使用者・被用者間の相互行為の中で、行為者が実践的な意識を通じて取り引きの中で活用している言説的に回収不能な黙示的規則を分析していく視点を鍛えていくことが不可欠である。たとえば、本文の四・五・一節の表1で示したサービス残業行為を説明

するための状況理論的な諸概念は、こうした視点を導入することとさらに説明力を高めていくことができるだろう。

ギデنزでは規則の両義的な性質、すなわち、規則は社会的相互行為の制約要因 Constraint であると同時に能力付与要因 Enablement でもあり、強制要因 Coersion であると同時に促進要因 Inducement でもあるという両義性に着目して、支配や権力についての弁証法的な理解を深めていくことを試みている。この視点を雇用関係研究に導入するためには、規則の黙示的側面に対して注目することが不可欠である。雇用関係の再生産や変容は、使用者・被用者などの行為者が準拠すべき黙示規則に関する理解能力を備え、さらには黙示的規則を自らの資源を用いて読み替えていく能力さえ有する能動的な存在であることによって支えられているからである。^(*)

(1) たとえば Giddens (1981) Chapter 6

(2) ギデنزの機能主義批判は、「機能という用語は社会科学または歴史において全く役に立たないものであると主張したい。実際にいかなる種類の学術用語としても、これを使用することを禁止したとしても、弊害は全くないだろう。(Giddens (1981) p.16) と述べられているほど、徹底

したものである。なお、ギデンスによる機能主義批判は Giddens (1977) Chapter 1 において、⁶とも体系的に展開されている。

- (3) Parsons (1937) 邦訳書第一分冊一四八―一五七頁
- (4) Giddens (1979) pp51-52
- (5) Ibid., p.52.
- (6) Giddens (1981) p.16
- (7) Giddens (1984) pp.12-14
- (8) Ibid., pp.12-13
- (9) Ibid., p.14 括弧内は倉田による補足。
- (10) Blau (1955)
- (11) Ibid., pp.6-14
- (12) フラウの著作では、'unanticipated consequences' というタームを用いて用語が一貫して用いられている。
- (13) Ibid., Chapter XII
- (14) Gouldner (1954)
- (15) Ibid., Chapter XIII
- (16) Giddens (1981) p.17
- (17) Giddens (1981) pp.16-17
- (18) 友枝 (1989) p.291 にも同様の理解が示されている。
- (19) Giddens (1981) p.27
- (20) ギラニー (2003) p.24

- (21) さしあたりそのエッセンスを Giddens (1981) pp26-29 に示された10項目によって概観することができる。
- (22) 友枝 (1988) p.294
- (23) Giddens (1993) p.129
- (24) Ibid., p.129 括弧内は筆者による補足。
- (25) Ibid., pp129-130 括弧内は筆者による補足。
- (26) Ibid., p.130
- (27) 巨沼 (1996) p.253
- (28) Giddens (1984) pp284-304
- (29) とりわけ雇用関係の理論研究において、いつまでもヨーロッパ的労使関係システム理論の克服が進まなかった日本においては、この立場が圧倒的に強い影響力を保持している。
- (30) Giddens (1981) p.57

* 本論文を構想し執筆するにあたっては、様々な研究助成金によるご支援をいただいた。これらの助成研究プロジェクトは、大半が実証的なテーマを設定しているが、実証研究の副産物として生まれたのがこの社会理論的研究である。それらのプロジェクトを下記に示すとともに、関係する皆様、関係諸機関に謝意を表させていただきます。

・ 松下国際財団助成研究「グローバル経済のもとでの非典型

雇用者の雇用政策に関する研究 (研究代表者) (1999 年、2000 年)。

- ・日本学術振興会科学研究費補助金基盤 C (2) 「労働市場の規制緩和とその効果に関する研究 (研究代表者)」 (2000 年、2001 年、2002 年)。

- ・文部科学省科学研究費特定領域研究「世代間利害調整に関する研究 (研究協力者、研究代表者＝高山憲一、橋大学経済研究所教授)」 (2001 年、2002 年、2003 年、2004 年)。

- ・日本学術振興会科学研究費基盤 C (2) 「現代日本における非典型雇用者の就労意思決定の規定要因に関する実証的研究 (研究代表者)」 (2003 年、2004 年、2005 年)

- ・大川情報通信基金助成研究「情報通信産業のグローバル化が IT 技術者の労働市場と技能形成にもたらす影響に関する実証的研究 (研究代表者)」 (2004 年)。

- ・日本学術振興会科学研究費基盤 B 「労働市場の情報化・サービス化と外国人労働者の就労に関する実証的な研究 (研究分担者、研究代表者＝依光正哲、橋大学大学院社会学研究科教授)」 (2005 年)

〈参考文献〉

Biau, P. M (1955) *The Dynamics of Bureaucracy: A Study of Interpersonal Relationship in Two Govern-*

mental Agencies, Revised edition, University of Chicago Press.

Giddens, A. (1977) *Studies in Social and Political Theory*, Hutchinson and Co. (A' キーネズ『社会理論の現代像: デュルケーム・ウェーバー・解釈学・エスノメンドロシー』みすず書房、1986 年)

Giddens, A. (1978) *Central Problems in Social Theory: Action, Structure and Contradiction in Social Theory*, Macmillan Press. (A' キーネズ『社会理論の最新線』ハーヴェン社、1989 年)

Giddens, A. (1981) *A Contemporary Critique of Historical Materialism*, Macmillan Press.

Giddens, A. (1984) *The Constitution of Society*, Polity Press.

Giddens, A. (1993) *New Rules of Sociological Method 2nd ed.*, Polity Press. (A' キーネズ『社会学の新しい方法規準: 理解社会学の共感的批判』而立書房、1987 年)

Gouldner, A. W. (1954) *Patterns of Industrial Bureaucracy: A case study of modern factory administration*, Macmillan Publishing.

田沼 洵 (1996) 「キーネズ: 構造化論の射程」北川隆吉・宮島喬 編『20 世紀社会学理論の検証』有信堂

- Parsons, T (1937) *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to A Group of Recent European Writers*, McGraw Hills. (T. パーソンズ『社会的行為の構造』1〜4 木鐸社)
- マイケル・ボラニー (2003) 『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫
- 友枝 敏雄 (1989) 「社会理論の再構成：A. ギデンスの構造化の理論について」(Giddens (1987) 邦訳書の訳者解説)

(一橋大学大学院社会学研究科教授)